

〔LJPの役割〕  
地域航空各社の独自性は確保しつつも、離島・生活路線維持のために、従来の枠組みを超えた  
①地域航空会社間の協業・業務効率化　②大手二社による協力を促進することにより、持続可能な  
地域航空を目指す。そのための各種取り組みについて、構成会社の相互の合意形成と推進を行う。

国交省資料より

## 地域航空の協業化促進

実現可能な地域航空の持続可能な実現に向け検討会を進めてきた国交省は昨年12月、大手航空会社と地域航空会社を構成員とする航空会議「地域航空の担い手のあり方に関する実務者協議会」において、地域航空会の扱い手となる組織の具体的な形態等を検討し報告書をまとめました。報告書によると、「九州地域における系列会社を超えた航空会社間の協業をより一層促進するた

め、平成31年度中に大手航送会社（ANA・JAL・AIRDO）と地域航送会社（天草ホライズン、オリエンタルエアウェイズ、日本エアポート・ホールディングス）を構成員とする有限責任事業組合（LCC）を設立する計画を目指して、経営改革善効果の試験運営ルートからを開始するとして述べられました。北海道地域については、九州地域の取組みを踏まえ、必要に応じて同様の取

の組みを検討していくとしています。持株会社の設立等の経営統合についても、これは継続課題として、JALは設立後5年を経過した時点における組合の取り組みについての総括検証を行うとしています。

当該航空会社間では、共同運航権を譲り受けた運航がすでに行われています。JALは日本ではなく、JALの親会社であるANAとの間に、このように新たな段階的な形態等で、これまでの共同事業体での特徴について国交省は、①出資者が出資組みで、共同で、公平かつ確保できる形態等で、譲り受けた運航についての組合の取り組みについての総括検証を行っており、これを確認するに参加する。(4) 小規模な地

したがって  
加しやすい  
共同事業にあ  
り、透明性・  
性・透明性と  
踏み出し  
ます。日乗  
と航空運  
を迎えた持  
航空に向  
しました。  
り組んでい  
報交換を通

**事業組合設立を目指し  
関係5社でルールづくり**

額までしか事業場の譲り受けを負わない、②意思決定は原則として出資者全員の同意のもと行われる、③出資者全員が業務執行



職を求めて裁判が東京地  
員28名が雇止め撤回と復

新たに3名の組合員  
月に雇止めされよう

成田空港を離陸するKLM機。4月から増便  
する。  
これが入社した年の4月から、約2年間の契約を結んでいたが、その後、回り2年間の契約を更新していく。ようやく5年目となる4月から、KLM機による定期便が運航される。この年に、成田空港を離陸するKLM機は、4月から増便する。  
これが入社した年の4月から、約2年間の契約を結んでいたが、その後、回り2年間の契約を更新していく。ようやく5年目となる4月から、KLM機による定期便が運航される。この年に、成田空港を離陸するKLM機は、4月から増便する。

月から日本人客室乗務員の契約は、原則として3年間で終了する。この間に、乗務員は3回の定期的研修を受け、そのうち2回は実地訓練である。訓練期間は、乗務員の実績によって異なるが、通常は3ヶ月から6ヶ月である。訓練終了後、乗務員は再び就業する。この間、乗務員は、乗務員としての資格を保つために、定期的に研修を受けなければならない。

的、場所的に拘束しない。また会社の業務拡張に対し、他人に変わるもののができない。会員が訓練を受けることを私物としている。①のいはれども謎解きにおいて、この事態は法律に基いて判明すれば、明らかに不正である。また会社は本国の組合、「訓練期間用期間」として書き込まれて超える。これは

時間  
ためのもので、訓練契約  
は賃金も低く雇用契約  
は異なっていたはず。  
合とKLMの間に見  
の違がある」と主張  
続けており、組合が「  
本の法律に照らしてK  
Mとしてどう考える  
か」といく間にいた  
めも答えていません。  
SMは自らの主張に道  
が無いことを理解し  
つ、引き延ばすことで  
らかの妥協を引き出す  
のが何をもよ。

KLMの違法行為は明白

間の酬でしては、いにすすめに雇ふに容5

ためのもので、訓練練習費は賃金と併せ雇用契約は異なつていたはず。合とLMの間に見出される相違がある」と主張するが、続けており、組合が「本の法律に照らしてLMとしてどう考えるか」といふと聞いたら、「も管でございません。LMは当時の主張に道が無いことを理解しつつ、司法廷辯はすることで、らかの妥協を引き出しているに伺えます。

JCIは無期雇用換逃れを計らず、今後司法も含めた取り組み強化していく方針です。

# KLMの自分勝手な理屈 「訓練は雇用契約と異なる

ためのもので、KLMの指揮のもと、時間も場所も拘束され、訓練を断る自由もない。日本の法律において会社に雇用されていたかの判断をする場合、①訓練を断つ自由がある」とした文書を提示。そして2010年からの採用者は訓練期間を含めた雇用契約に変更されています。KLMは、「訓練はあるまで各業務負

## SNSの活用 労働組合で広がる

5000万人、インスタグラム2000万人、ライント600万人です(編集部調べ)。ラインはすごく親しい人との交流、フェイスブックは友人や仲間との交流、インスタグラム

	ツイッター Twitter	フェイスブック Facebook	インスタグラム Instagram	ライン LINE
国内 ユーザー数	4,500万人	2,800万人	2,000万人	7,000万人
コンテンツ の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テキスト140字（英数字は最大280字）</li> <li>・リンク</li> <li>・画像</li> <li>・動画</li> <li>・LIVE 対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テキスト</li> <li>・リンク</li> <li>・画像</li> <li>・動画</li> <li>・LIVE 配信可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画像</li> <li>・動画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テキスト</li> <li>・画像</li> <li>・リンク</li> <li>・LIVE 配信可能</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイム性</li> <li>・拡散力が広く読まれる</li> <li>・ハッシュタグの活用でキャンペーンを展開できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの豊富さ</li> <li>・グループ内での活用に便利だが、ツイッターと比べて拡散力が低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真や動画がメイン</li> <li>・アクティブラーニングが多い</li> <li>・ハッシュタグ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メッセージとタイマーの二つを持つ</li> <li>・スタンプが豊富</li> <li>・トークや通話などもモバイルでのアクティブラーニングが多い</li> </ul>

5000万人、インターネットユーザーは2000万人、ライセンス登録者数は7600万人です（編集部調べ）。ラインはすごく親しい人の交流、仲間との交流、インスタグラムは写真・画像を中心とした拡散性に特徴があります。

労働組合が対話の共同を広げることに最も役に立つのがソーシャルメディアによって多くの人が社会の動きを知り、人と人のつながりを新たに作り出しているので、労働組合もソーシャルメディア上に登場することが重要な一つでもある運営を全労連労働組合もソーシャルセンターや登場するところが重要になっています。労働組合も積極的に適用していくつもりです。

総務省 情報通信白書（2018年版）によると、「SNSを利用している」とは「出会い系サイト」が26%、「新しい友人」が26%、「相談相手」で良かったなど、「新しい友人」や「経済学」に関する情報を得ることができたが、これが「既存のつながり強化」が53%、「つながり創出」と「既存のつながり強化」が53%となりました。社会の情報を得るだけではなく、人と人とのつながりを作り出すことができます。情報収集は媒体体からSNSへ。

# 争議解決迫るハガキ14000枚突破！



J R有楽町駅前のJ A L プラザ前での座り込み。4月22日

ことについて)全く同感(経営協議会発言)と声明。この間、解雇問題に特化した労使の特別協議は10回行われまし  
た都内駅港での宣  
は春闌に  
ら開始し

頭宣伝を2月から3月にかけて、利用させて、利用する羽田空港で運転を13日間

好関係の発展、I-T-Pへ  
の共同した活動の前進、  
会進行へ始まりました。  
シート氏はじめの2年間  
掲がありました。

「にこの国」との連  
ドック整備の状況  
ことができました  
とは今後、メール  
し、緊密に情報交  
ることになります

JAL解雇争議

日本航空が昨年5月に、「解決に向けた交渉を開始する」と労働組合に公表してから一周年近くが過ぎようとしています。昨年6月の株主総会で

た。希望者全員の職場復帰、解決金の支払い等の「統一要求」に対する会社の対応はJCC新会社（Z-PAIR）と経験者採用の募集への応募にとどまり、採用を約束したものではありません。

取り組みました。3月29日には都内6カ所の駅前宣伝。西武線と地下鉄が乗り入れる練馬駅前宣伝には51人の支援者が参加。庄養の宣伝行動となりました。10ヶ月間の宣伝行動の中止がありまし

代表が  
米国の国際機械工・航  
空自由労働組合（IAM  
AW・以下IAM組合  
員約60万人）は「201  
IAM-AW北米運輸  
AMの運輸部門（航空及  
航空運の重要な課題への連  
帶・支援及び労働条件等  
の情報交換を目的に参加  
しました。この会議はI  
AMのアルタ航空の組織化  
の本部や各支部の主な活  
動や取り組み、労働条件等  
の前進度の報告をしまし  
た。報道では、4800  
0名のアルタ航空の組織化

# IAM北米運輸会議

株主総会までに決断を

宣伝行動がんばろう

# 友好関係発展へ 航空連代表が参加

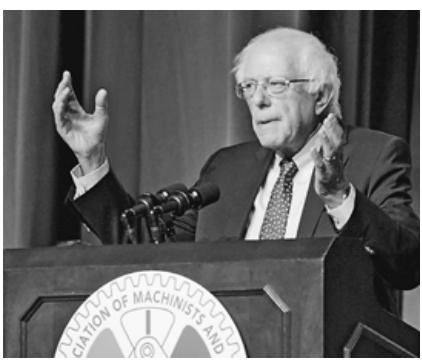


写真上：—AM北米運輸会議の会場の模様  
写真左：連帯スピーチをしたバーーー・サン  
ダース上院議員

# デルタ航空の組織化目指す—IAM

2日目の会議でシトー

常スビーチは万雷の拍手を浴びました。



訂正とお詫び

342号(4月1日付)3面のITFグラン  
ド・スタッフ委員会の記事などで、「ITFがナラブチ子  
郎国連大使を通じて、日本に文書を送ったのは日本の工  
業界と争議が2通目になる」は「ITFがエミ  
レーツ航空に書簡を送ったのは日本のエミレーツ  
空港で開催された「通商による争議」の  
間違いでした。訂正しお詫びいたします。

